

政務活動費の支給対象について

1. 議会事務局による検討内容

第2回浜田市特別職等報酬審議会において、現在、議員一人当たり年間10万円支給している政務活動費について、増額とあわせて支給要件の緩和を求める意見が複数あり、特に、現在支出対象外経費とされている「議会活動報告書等の印刷等に係る経費」について、支給対象とできるか検討を行った。

2. 検討結果

以下理由から、現時点においては、公平性・透明性の維持のため、支給対象を変更することは難しい。

なお、合併前は、旧浜田市のみ広報費が認められていたが、平成18年4月より、適切なものと不適切なものとの明確な判断がしにくいため、支給対象外としている。

- ◆ 広報費については、政務活動と、議員や会派のPRを目的とする政務活動以外の活動が併存する可能性が高く、全国的に不適切な使用により問題となっているケースも多く、浜田市議会としては公平性、透明性を維持したいと考えている。
- ◆ 広報費に対する政務活動費の支出は判例等で認められてはいるものの、その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとされており、多くの判例等では50%を基本とされている。
- ◆ 厳密には、一律50%ではなく、PRや宣伝目的（顔写真やプロフィールなども含む）、選挙活動の一部が混在しているとみなされる部分については対象外とする（内容に応じて按分比率を変える）必要があり、議会事務局にて1件1件精査するのは多大な労力を要し、公平性や透明性の観点からも、一律対象外としておいたほうがグレーな要素を排除できると考えられる。

3. 金額について

現在、議員一人当たり年間10万円の支給となっているが、上限まで執行しているのは24人中6人である。

使途基準が変わらない場合、増額しても執行額が増えることはないと推測する。

※平成23年9月に行った議員アンケートにおいても、年額7万円を10～12万円への引上げ要望が最も多く、その次は7万円の現状でよいとの意見だった。

4. 他市の状況について

県内 8 市の政務活動費の状況（平成 30 年度実績）

	政務活動費（1 人当）	執行率	備考	広報紙
浜田市	個人 100,000 円	83.1%		×
松江市	会派 180,000 円	68.3%	会派は 2 人以上	○
	個人 300,000 円	82.2%		×
出雲市	会派 450,000 円	77.9%	会派は 1 人でも可	○
益田市	個人 120,000 円	95.5%		○
大田市	個人 120,000 円	79.6%		○
安来市	個人 240,000 円	78.9%		×
江津市	個人 120,000 円	90.3%		×
雲南市	個人 180,000 円	96.0%		○

以上